

立川市訪問型サービス(家事支援)サービスコード表

【令和6年4月1日から令和6年5月31日まで】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
A2 1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1094 単位	日割の場合	÷ 30.4日	36 単位	36	1月につき
A2 2121	訪問型独自サービス/211日割								
A2 1221	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合	2185 単位	日割の場合	÷ 30.4日	72 単位	72	1月につき
A2 2221	訪問型独自サービス/212日割								
A2 1331	訪問型独自サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合	3486 単位	日割の場合	÷ 30.4日	114 単位	114	1月につき
A2 2331	訪問型独自サービス/213日割								
A2 C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1月につき
A2 C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割								
A2 C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1月につき
A2 C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割								
A2 C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1月につき
A2 C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割								
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算			1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算				
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算			1日につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算			1日につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算			200 単位加算		200	1月につき	
A2 4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I /2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100 単位加算		100		
A2 4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II /2		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算		200		
A2 6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算		50	1回につき	
A2 6289	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 137/1000 加算			1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 100/1000 加算				
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 55/1000 加算				
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の 63/1000 加算				
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の 42/1000 加算				
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	テ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算				